

議 案 参 考 資 料

[令和 7 年第 4 回定例会(12 月)]

[担当課(室)係(担当)]

消防本部総務課 庶務係

議案名

議案第 86 号 群馬県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について

趣旨・目的

群馬県市町村総合事務組合(以下「総合事務組合」という。)の組織団体である太田市外三町広域清掃組合の名称が太田市外三町清掃斎場組合に変更されること及び総合事務組合における災害弔慰金の支給等に関する事務の共同処理を令和 8 年 3 月 31 日をもって取りやめることに伴い、規約変更に関する協議の依頼がありましたので、地方自治法第 290 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

概 要

- 1 令和 8 年 4 月 1 日から総合事務組合の組織団体である太田市外三町広域清掃組合(太田市、千代田町、大泉町及び邑楽町で組織)の名称が変更されるため、規約中の表記を太田市外三町清掃斎場組合に改めるものです。
- 2 令和 8 年 3 月 31 日をもって、総合事務組合における災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和 48 年法律第 82 号)の規定に基づく災害弔慰金の支給等に関する事務(共同処理団体:沼田市、渋川市及びみどり市並びに県内 23 町村)の共同処理を取りやめるため、別表第 2 の 4 の項を削るものです。

※桐生市における災害弔慰金の支給等に関する事務については、単独にて処理を行っていますので、本協議による同事務への影響はありません。

(組合規約の施行期日：令和 8 年 4 月 1 日)

背景・経過

総合事務組合は、平成 2 年 10 月に設置され、県内 61 団体(12 市、23 町村、22 一部事務組合、3 企業団、1 広域連合)が加入している一部事務組合で、桐生市は、消防団員に係る損害補償及び退職報償金の支給に関する事務を共同処理するために加入しています。

地方自治法の規定で、一部事務組合の規約の変更は組織団体間で協議により定め、都道府県知事の許可を受けなければなりません。その協議は、組織団体の議会の議決を経なければならないこととされています。